

令和3年流山市議会第1回臨時会議案

5月20日招集
流山市

目 次

- 3 8 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第1号））
- 3 9 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第2号））
- 4 0 令和3年度流山市一般会計補正予算（第3号）
- 4 1 専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例等の一部を改正する条例）
- 4 2 専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 4 3 工事請負契約の変更について（（仮称）南流山地域図書館・児童センター建設工事）
- 4 4 監査委員の選任について

議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月20日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等による支出の増加の影響を勘案し、低所得のひとり親世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を早急に支給する必要があることから、特に緊急を要したため、令和3年4月15日付けで令和3年度流山市一般会計補正予算（第1号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和3年度流山市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和3年4月15日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月20日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 新型コロナウイルス感染症の再拡大により、営業時間短縮等の協力要請を受け、集客に苦慮する飲食店が、テイクアウト・デリバリーによって感染拡大の防止及び売上げの回復を図れるよう事業支援を行うに当たり、特に緊急を要したため、令和3年4月22日付けで令和3年度流山市一般会計補正予算（第2号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和3年度流山市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和3年4月22日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 41 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月20日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日等をもって施行されたことに伴い、令和3年度以後の市民税、固定資産税及び軽自動車税の賦課等について特に緊急を要したため、令和3年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

流山市税条例等の一部を改正する条例

(流山市税条例の一部改正)

第1条 流山市税条例(昭和26年流山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第35条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第47条の9第3項」を加える。

第35条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第47条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第47条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第73条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第1条の3第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第2条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第5条の3第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第16項を次のように改める。

16 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第6条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第6条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を

「令和 5 年度分」に改める。

附則第 7 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 8 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第 8 条の 2 第 1 項中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 令和 2 年度分の固定資産税について流山市税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年流山市条例第 号）による改正前の流山市税条例（以下「令和 3 年改正前の条例」という。）附則第 8 条の 2 第 3 項において準用する同条第 1 項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和 3 年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和 3 年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和 2 年度分の固定資産税に係る令和 3 年改正前の条例附則第 8 条の 2 第 3 項において準用する同条第 1 項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和 3 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第 8 条の 3 第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の

課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第9条中「同条第1項」を「附則第8条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」に改める。

附則第10条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第10条の2の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第10条の3第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第11条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第74条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第74条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日

から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第74条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第11条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（流山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 流山市税条例等の一部を改正する条例（令和2年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、流山市税条例第45条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、流山市税条例第46条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、流山市税条例第47条の2の改正規定中「第47条の2第4項」を「第47条の2第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、流山市税条例附則第1条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第1条の2の2第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中流山市税条例附則第2条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中流山市税条例第23条第2項及び第35条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第1条の3第1項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中流山市税条例附則第5条の3第16項の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第 号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の流山市税条例（以下「新条例」という。）第35条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の流山市税条例（次項において「旧条例」という。）第35条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第35条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第35条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適

用し、施行日前に行った旧条例第35条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第35条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 3 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 42 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月20日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日等をもって施行されたことに伴い、令和3年度以後の都市計画税の賦課について特に緊急を要したため、令和3年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

流山市長 井 崎 義 治

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例

流山市都市計画税条例（昭和32年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第6項及び第7項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第8項及び第9項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第13項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第14項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第17項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで」「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第33項から第35項まで若しくは第37項から第39項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の流山市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 43 号

工事請負契約の変更について

市は、令和2年流山市議会第4回定例会で議決を経た工事請負契約を、次のとおり変更する。

令和3年5月20日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の名称 | (仮称)南流山地域図書館・児童センター建設工事 |
| 2 | 変更前契約金額 | 1,482,800,000円 |
| 3 | 変更後契約金額 | 1,497,650,000円 |
| 4 | 変更による増額分 | 14,850,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 千葉県千葉市美浜区幕張西3丁目1番15号
橋本組・サンコーテクノ特定建設工事共同企業体
構成員 千葉県千葉市美浜区幕張西3丁目1番15号
(代表者)株式会社橋本組 千葉営業所
所長 小長井 浩正
構成員 流山市南流山3丁目10番地の16
サンコーテクノ株式会社
代表取締役 洞下 英人 |

参考資料

(仮称) 南流山地域図書館・児童センター建設工事変更概要

1 工事場所 流山市流山2539番1ほか

2 概要

(1) 工事概要 (仮称) 南流山地域図書館・児童センター建設工事に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事

(2) 構造・規模

ア 構造 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上4階建て
イ 建築面積 859.50平方メートル
ウ 延べ面積 2,952.29平方メートル

3 変更概要

- ・幅3.4メートル、長さ14.4メートル、深さ約1.5メートルのコンクリートブロック造の構造物等地中埋設物の撤去処分
- ・埋設物調査の実施範囲における地盤改良工事
- ・上記の追加工事等のため、工期末を令和4年6月30日から同年9月30日に延長

4 設計 東京都目黒区祐天寺二丁目14番19号 四宮ビル2階
株式会社新居千秋都市建築設計

5 施工 千葉県千葉市美浜区幕張西3丁目1番15号
橋本組・サンコーテクノ特定建設工事共同企業体

(仮称)南流山地域図書館・児童センター建設工事

契約件名：(仮称)南流山地域図書館・児童センター建設工事

工事場所：流山市流山2539番1ほか

主管課：生涯学習部 図書館、子ども家庭部 子ども家庭課

工事期間：令和2年12月17日から令和4年9月30日まで(変更後)

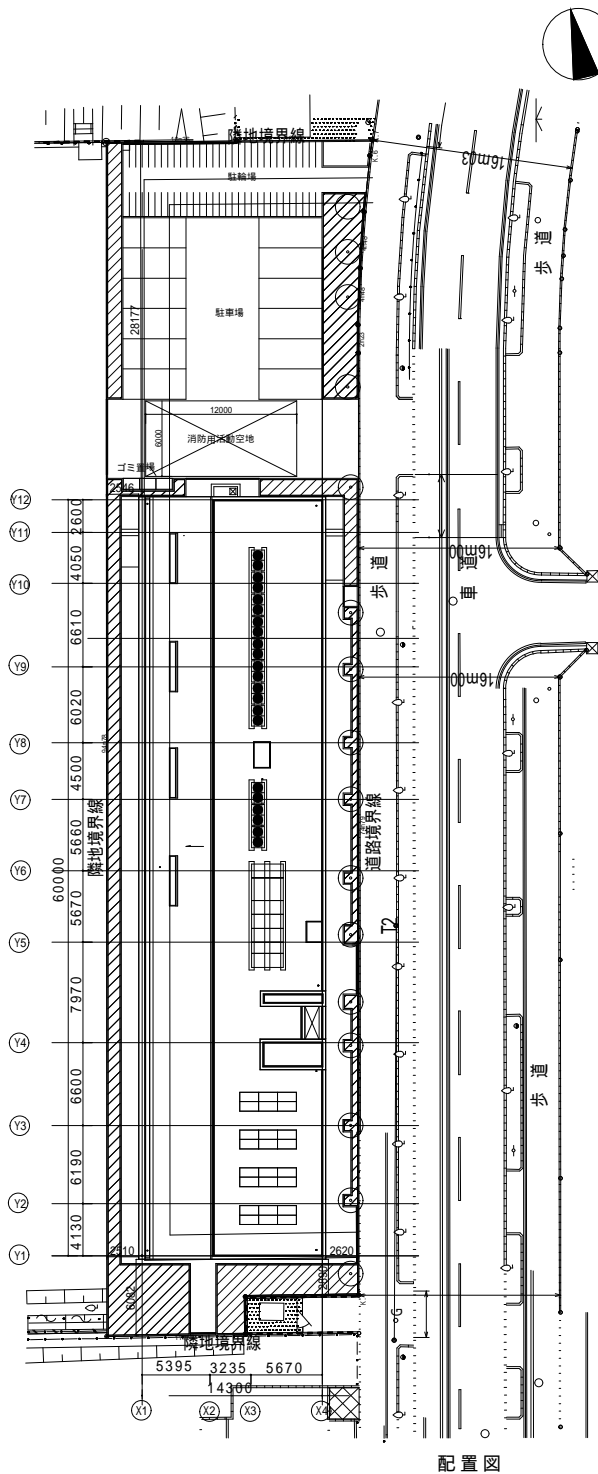
工事概要：敷地面積：1,874.30㎡ 建築面積：859.50㎡ 延べ面積：2,952.29㎡ 構造：鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造

階数：地上4階建て 最高の高さ：15.665m

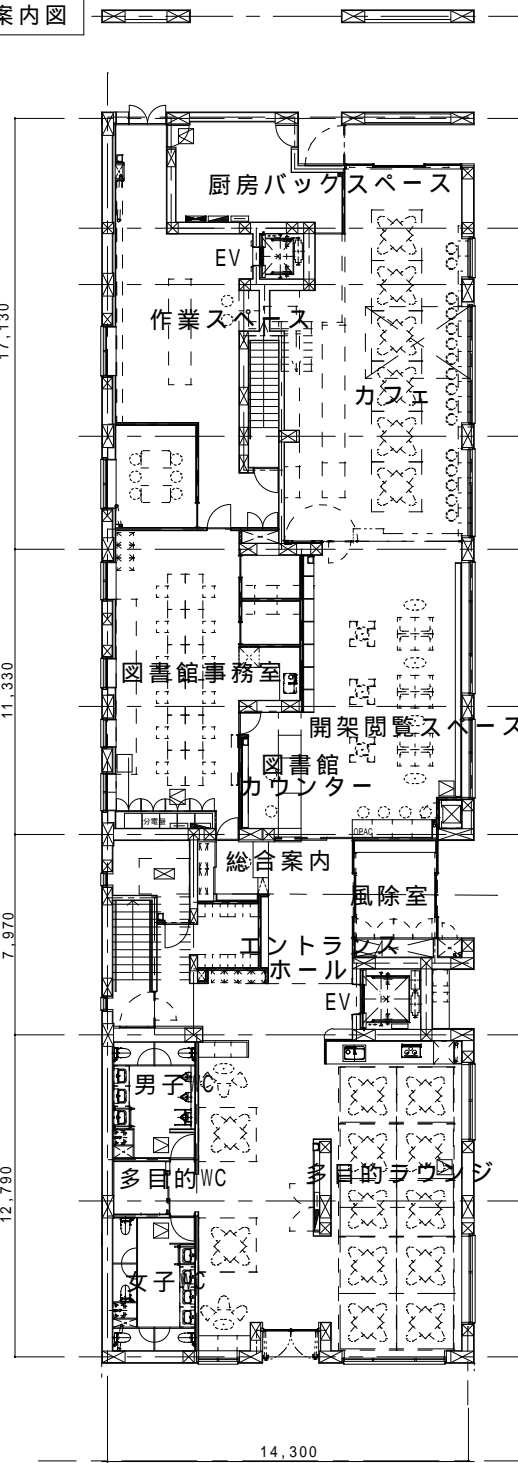
電気設備、機械(給排水・衛生・空調)設備、昇降機設備工事を含む建築一式工事



案内図

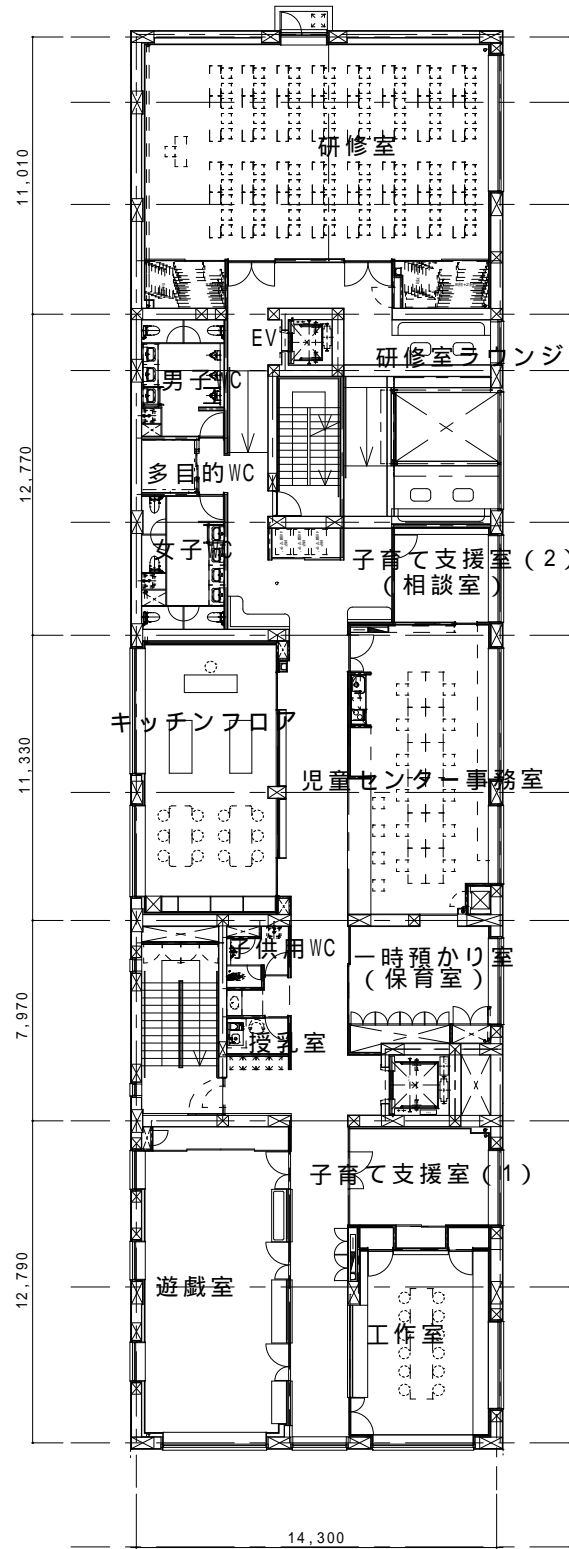


配置図

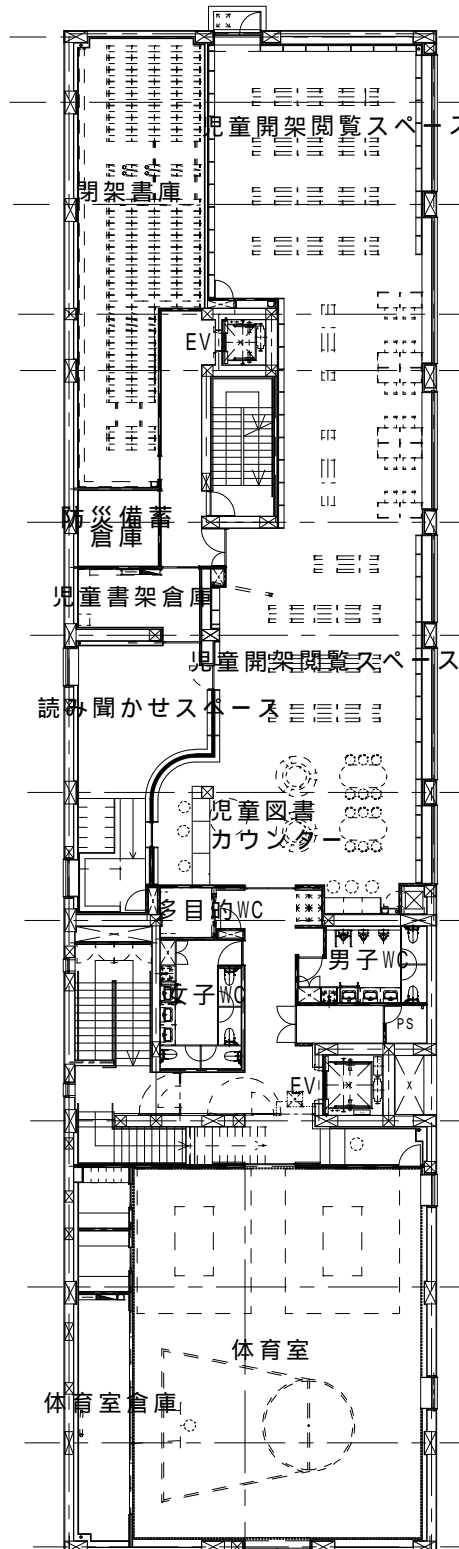


各階平面図

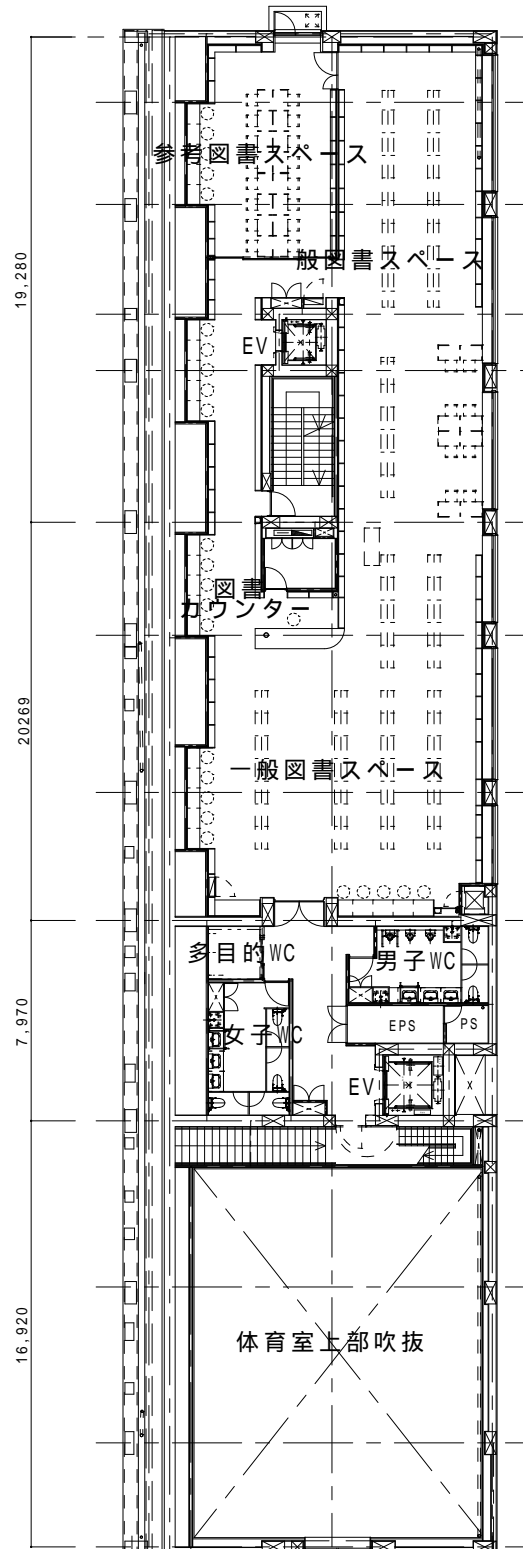
1階



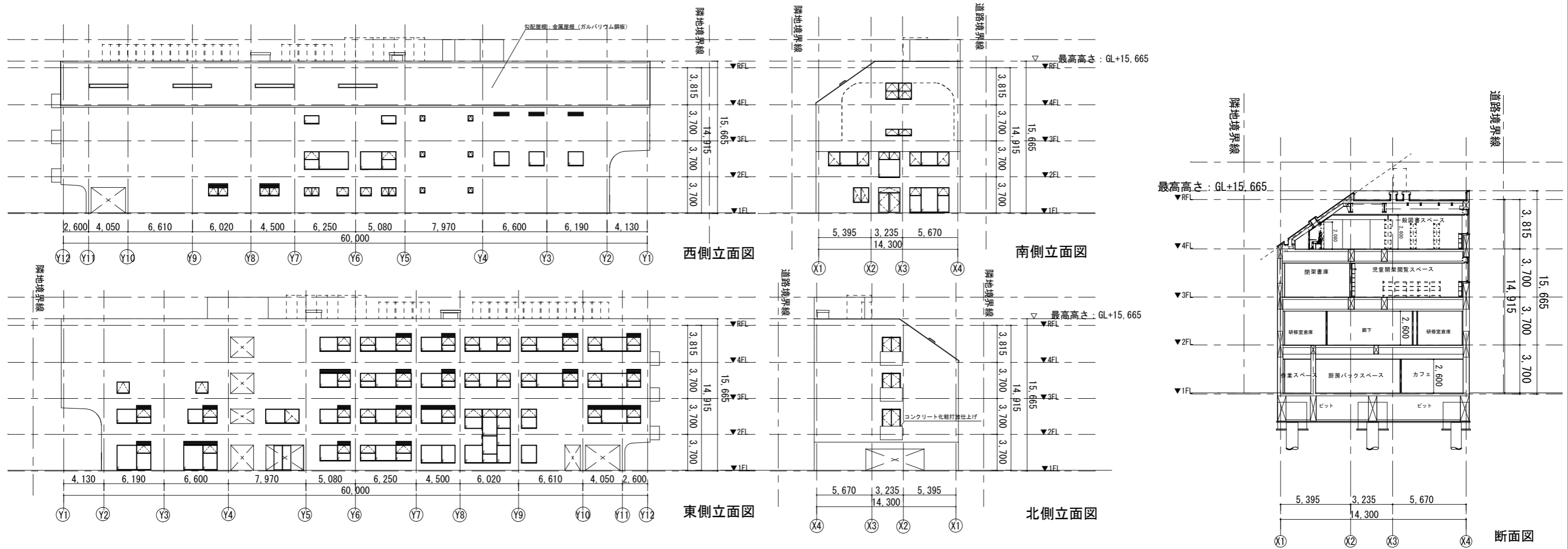
2階



3階



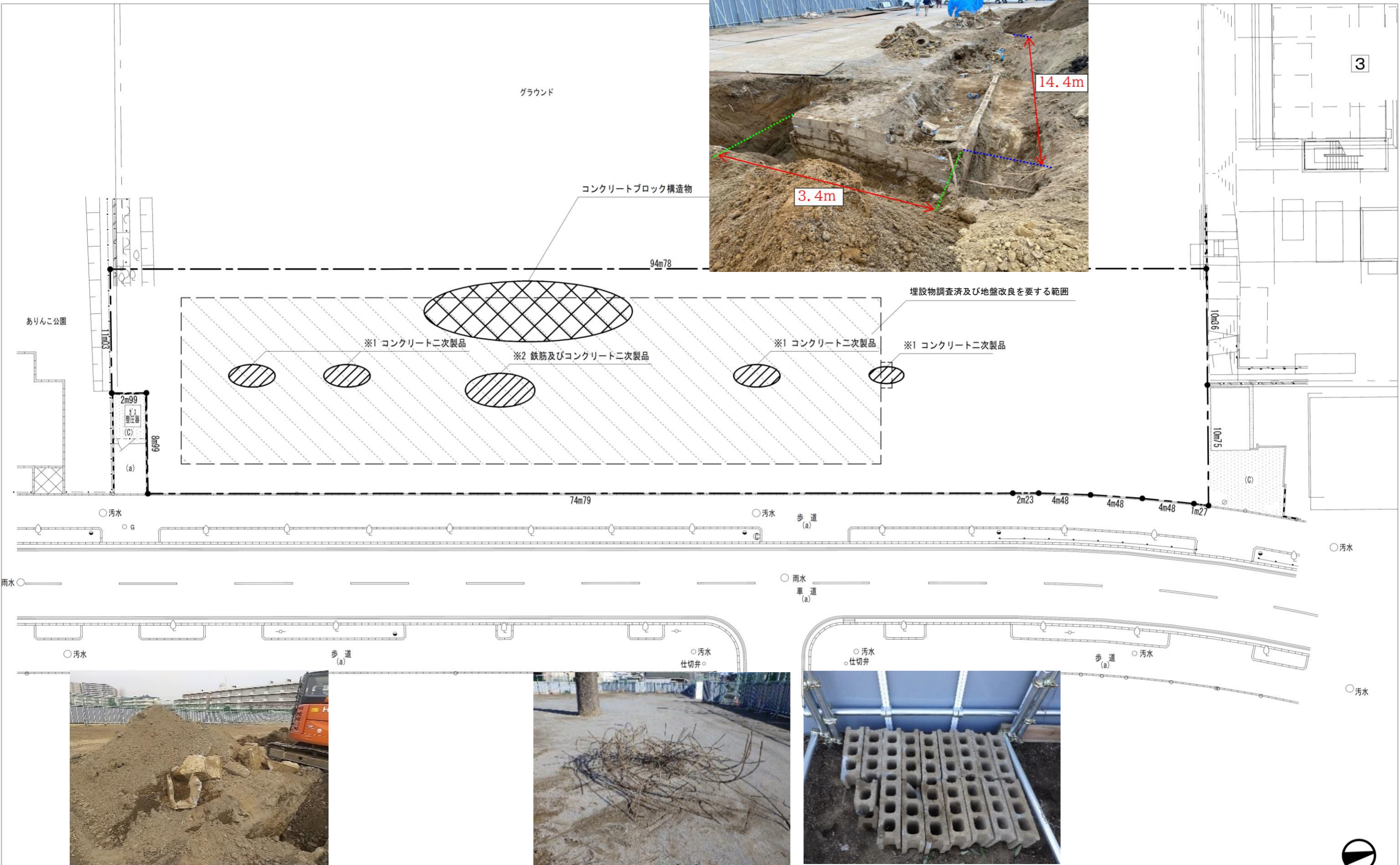
4階



外観イメージ (南東方向から)



外観イメージ (南西方向から)



※1 コンクリート二次製品



※2 鉄筋及びコンクリート二次製品



※1 コンクリート二次製品

revisions	

consultant	

project no.	(仮称) 南流山地域図書館・児童センター建設工事	
date	drawn by	checked by

埋設物調査結果図
scale



議案第 44 号

監査委員の選任について

流山市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

- 1 氏 名 坂巻 儀一
 - 2 住 所 流山市〇〇〇〇〇〇
 - 3 生年月日 昭和37年〇〇月〇〇日
- 令和3年5月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 議会議員のうちから選任した監査委員森亮二氏が令和3年5月20日をもって退任することに伴い、後任の監査委員を選任するに当たり議会の同意を求めるためである。

参考添付

経 歴 書

氏 名	坂 卷 儀 一
現 住 所	流 山 市 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
生 年 月 日	昭 和 3 7 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日
経 歴	<p>昭 56. 3 日 本 大 学 第 一 高 等 学 校 卒 業</p> <p>昭 58.12 有 限 会 社 坂 卷 興 産 設 立 代 表 取 締 役 就 任 現 在 に 至 る。</p> <p>平 11.10 現 地 法 人 P T . A Q U A P A C I F I C I N T E R N A T I O N A L (イ ン ド ネ シ ア バ リ 島) 設 立</p> <p>平 19. 5 流 山 市 青 少 年 補 導 員 現 在 に 至 る。</p> <p>平 21. 5 } 流 山 市 観 光 協 会 会 長 平 27. 5 }</p> <p>平 27. 5 流 山 市 観 光 協 会 顧 問 現 在 に 至 る。</p> <p>平 27. 5 } 流 山 市 議 会 議 員 (1 期 目) 令 元 . 5 }</p> <p>令 元 . 5 流 山 市 議 会 議 員 (2 期 目) 現 在 に 至 る。</p>